



(報道関係各位)

令和6年11月22日 発表

【本件に関するお問い合わせ】

☑ HP 公開

<宣言に関すること（以下カスタマーハラスメントに関するものを除く）>

川越市役所 職員課 安全衛生担当 担当者：町田、河内

☎049-224-5553（直通） Fax：049-225-2895 メール：anzeneisei★city.kawagoe.lg.jp

<カスタマーハラスメントに関すること>

川越市役所 総務課 総務担当 担当者：大井、並木

☎049-224-5550（直通） Fax：049-224-2895 メール：somu★city.kawagoe.lg.jp

※ @を★と表記しています。

「川越市ハラスメント根絶宣言」について

宣言日 令和6年11月22日（金）

概要

川越市では平成31年2月に「川越市職員ハラスメント防止の指針」を策定し、職場におけるパワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメント等の様々なハラスメントの防止対策に取り組んできました。また、カスタマーハラスメントに対しては、令和5年12月に「川越市不当要求行為対策要綱」を見直し、組織的な対応を行っています。

今後これらの取組をさらに推進し、ハラスメントのない良好な職場環境を実現するための契機として、本日「川越市ハラスメント根絶宣言」をしました。

宣言の内容

職員が働きやすい良好な職場環境の実現を目指し、次のとおり宣言します。

【宣言内容】

一、職員一人ひとりがハラスメントに関する正しい知識と共通の認識を持ち、お互いを尊重します。

一、カスタマーハラスメントを含む不当要求行為に対しては、毅然とした対応を行います

※ ハラスメントとは、パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント等のあらゆるハラスメントを指します。

(川越市ハラスメント根絶宣言)



川越市ハラスメント根絶宣言

ハラスメントは、個人としての尊厳や人格を不当に傷つける許されない行為です。
ハラスメントの根絶に努め、職員が働きやすい良好な職場環境の実現を目指し、次のとおり宣言します。

一、職員一人ひとりがハラスメントに関する正しい知識と共通の認識を持ち、お互いを尊重します。

一、カスタマーハラスメントを含む不当要求行為に対しては、毅然とした対応を行います。

※ ハラスメントとは、パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント等のあらゆるハラスメントを指します。



令和6年11月22日

川越市長 川合善明